

【協議事項 1】事業実施主体について

今後の計画策定、施設整備及び管理運営を実施する「事業主体」について協議します。

1 勉強会での意見

どのような組織	行田市	羽生市
組織体制	一部事務組合設立	一部事務組合設立
意見交換結果	対等な関係で効率的かつ機動的な組織体制を構築することで共有	

2 ごみ処理事務に係る広域行政体系

広域行政の手引（埼玉県資料抜粋）

種類	事務の委託	一部事務組合
位置づけ	地方公共団体相互間の協力	地方公共団体の組合
組織	法人格を持たない 受託団体が事務を処理	独立した法人格あり
法律効果 の帰属	受託団体に帰属	一部事務組合に帰属
当事者	1 対 1	複数の団体
特徴	- 委託団体は、事務処理権限を失う - 権限が受託側に一元化される	- 財産の保有が可能 - 執行機関、議会を有するため、責任の所在が明確
課題	- 委託団体は、委託事務に関し直接、権限を行使できなくなる - 受託団体は、受託事務に関し、全ての責任を負う	- 構成団体は、組合事務に関し直接、権限を行使できなくなる - 機動的な意思決定が難しい

3 協議時に考慮する要素

1) 「事務の委託」について

- 事務の委託団体はその範囲内で権限を失い、事務の責任は受託団体に帰属されるため、両市の意向を踏まえた対等な関係での施設整備は困難となります。

2) 「複合的一部事務組合」について

- 現在の「彩北広域清掃組合」に羽生市が加入することで、新たな組合設立に係る事務は簡素化されますが、設立後の事務処理や意思決定が複雑化します。

【参考】一部事務組合に関する地方自治法の規定（抜粋）

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、**一部事務組合**及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その**事務の一部を共同処理するため**、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県**知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。**この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

（規約等）

第二百八十七条 一部事務組合の**規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。**

- 一 一部事務組合の**名称**
- 二 一部事務組合の**構成団体**
- 三 一部事務組合の**共同処理する事務**
- 四 一部事務組合の**事務所の位置**
- 五 一部事務組合の**議会の組織及び議員の選挙の方法**
- 六 一部事務組合の**執行機関の組織及び選任の方法**
- 七 一部事務組合の**経費の支弁の方法**

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合の構成団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

【協議事項2】事業全体スケジュールについて

事業を計画的かつ着実に推進するため、「事業全体のスケジュール」について協議します。

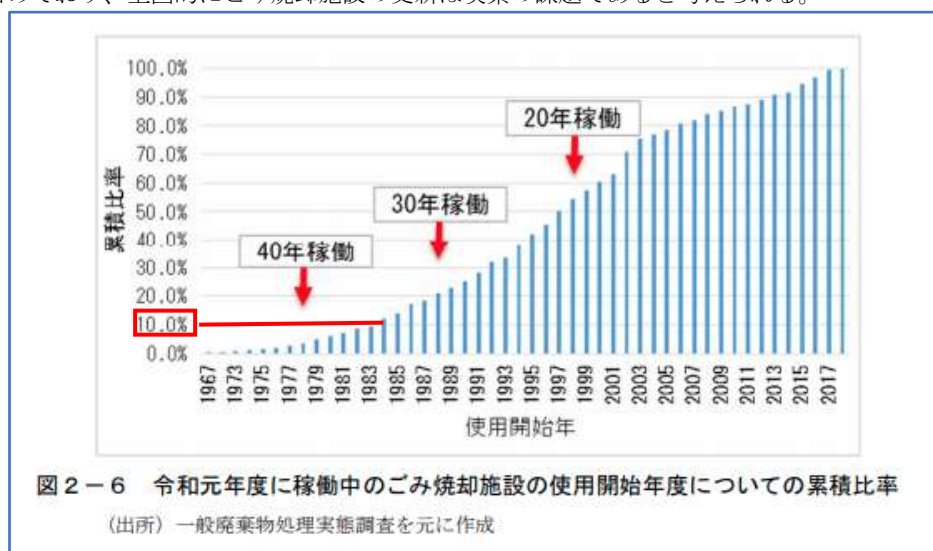
1 勉強会での意見

いつ実施	行田市	羽生市
整備スケジュール	最短稼働でも令和9年	令和元年度策定の羽生市清掃センター整備基本構想では、令和15年まで現施設を稼働予定
意見交換結果	施設老朽化に伴う早期整備の必要性、施設稼働までの事務手続きと必要期間について共有。具体的な整備時期は、今後の調整事項。	

2 広域化・集約化に係る手引き（環境省資料抜粋）

○老朽化したごみ処理施設の更新

令和元年度に稼働中のごみ焼却施設の使用開始年度についての累積比率（＝各年度に稼働中の施設数／全施設数）を図2-6示す。ごみ焼却施設の耐用年数が一般的に20年程度とされているなかで、25年以上稼働している施設が約半分を占めており、全国的にごみ焼却施設の更新は喫緊の課題であると考えられる。



3 協議時に考慮する要素

1) 「現施設の老朽化」について

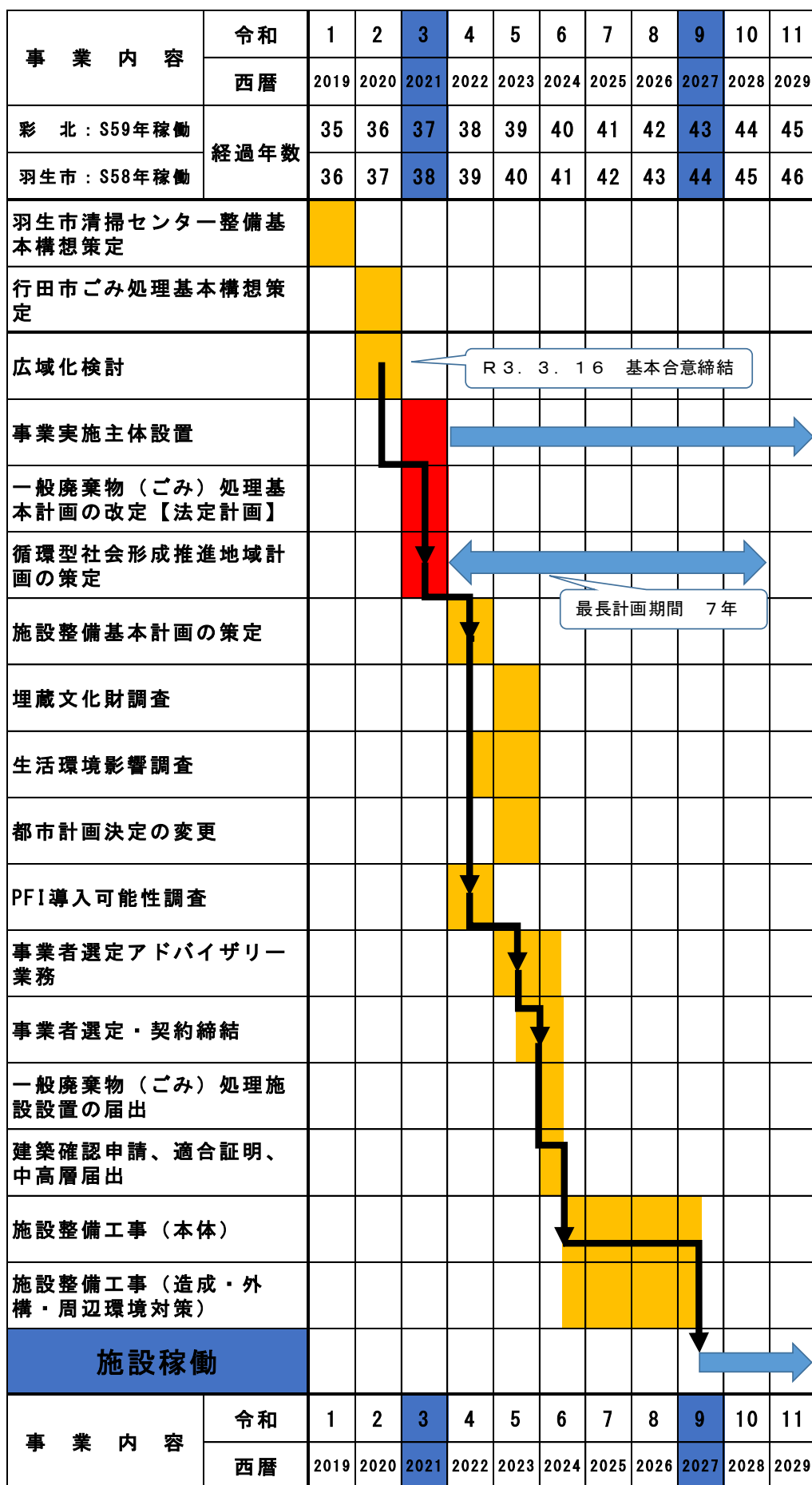
- 両市の施設とも、新たな施設稼働までに40年以上が経過するため、耐久性への懸念があります。今後、大規模修繕や外部への処理委託が必要になった場合、大きな財政負担へ繋がる可能性があります。

2) 「地域計画」への影響について

- 本年度策定を予定している、国の交付金の前提となる「循環型社会形成推進地域計画」は、計画期間が最長7年となります。「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された際には、施設整備全体に大きな影響を与える可能性があるため、施設稼働に向けたスケジュールについて考慮する必要があります。

4 事業全体スケジュール（案）

表 共同整備に向けた最短事業スケジュール【DBO方式を採用した場合】



【協議事項３】共同処理事務について

「共同で処理する事務の範囲」について協議します。
具体的な項目は、「分別区分」「収集運搬」「整備する施設」です。

1 勉強会での意見

1) 分別区分

どのような形態	行田市	羽生市
分別区分	ペットボトルの取扱い以外、羽生市とほぼ同一	ペットボトルの取扱い以外、行田市とほぼ同一
意見交換結果	根本的な区分は両市で一致。相違している品目については、今後の調整事項。 <u>プラスチックごみ一括回収制度の動向注視。</u>	

2) 収集運搬

どのような形態	行田市	羽生市
収集運搬体制 収集袋有料化	当面、各市で対応 収集袋は指定透明袋、手数料上乘せなし	当面、各市で対応 収集袋は指定透明袋、手数料上乘せなし
意見交換結果	有料化の検討は必要であるが、新施設稼働を理由とする有料化は行わないことで共有。	

3) 整備する施設

どのような施設	行田市	羽生市
整備する施設	可燃・不燃・粗大ごみ処理施設＋ <u>剪定枝堆肥化施設、リサイクル用ストックヤード</u>	可燃・不燃・粗大ごみ処理施設
意見交換結果	資源リサイクル関係は、現時点では個別で実施する方向である認識。	

2 協議時に調整が必要な要素

1)「分別区分」について

- 両市において、必ずしも全ての品目を揃える必要性はありませんが、廃棄物の性状を揃える必要があります。

2)「収集運搬」について

- ごみの収集運搬については、施設の共同整備後も各市がそれぞれ実施している事例が多数見受けられます。

3)「資源化施設」整備の考えについて（相違点 1）

- 行田市はごみ処理基本構想で、剪定枝資源化施設の整備を計画しています。

4)「リサイクル用ストックヤード」整備の考えについて（相違点 2）

- 行田市はごみ処理基本構想で、リサイクル用ストックヤードの整備を計画しています。

【協議事項４】経費の負担割合について

共同処理事務に係る「経費の負担割合」について協議します。

１ 勉強会での意見

どれだけの負担	行田市	羽生市
費用負担割合	今後の協議事項	今後の協議事項
意見交換結果	今後の協議事項として共有。用地の取扱いについては、一部事務組合が ①行田市から取得 ②行田市から借り受ける の選択肢から検討することで共有。	

２ 広域化・集約化に係る手引き（環境省資料抜粋）

○費用分担

全国の事例で見られる施設建設費、処理費及び維持管理費の分担方法を表５－２に示す。人口割り、ごみ量割り、均等割り、これらの分担方法の組み合わせがある。施設建設費、処理費及び維持管理費について、それぞれ異なる分担方法を設定している事例も見られる。

表５－２ 建設費、処理費及び維持管理費の分担方法

費用分担方法	概要
ごみ量割り	市町村のごみ量（処理費及び維持管理費の場合、前年度のごみ量）に応じて費用を分担する。処理費及び維持管理費をごみ量割りとした場合、費用負担割合を下げるために、各市町村で減量化や分別が促進される可能性がある。
人口割り	市町村の人口に応じて費用を分担する。１人当たりのごみ排出量が少ない市町村の負担が大きくなる。
均等割り	全ての関係市町村が同じ割合で費用を分担する。関係市町村間で人口規模が小さい市町村の負担が大きくなる。
上記の分担方法の組み合わせ	費用の１０％を人口割り、９０％をごみ量割りというように、上記の分担方法を組み合わせて使用する。

３ 両市の状況

	行田市	羽生市	計
計画収集人口（平成３０年度）	８１，５２２人	５５，０９２人	１３６，６１４人
１日１人当たりの排出量（ごみ全体）	９９２ｇ/人日	９５４ｇ/人日	９７７ｇ/人日
１日１人当たりの排出量（家庭系ごみ）	６９１ｇ/人日	６２７ｇ/人日	６６５ｇ/人日

４ 県内一部事務組合の負担金割合

別添資料３参照

5 協議時に考慮する要素

用地取得、周辺道路の整備等の環境対策事業についての費用負担の方法も併せて考慮する必要があります。

地元に配慮	行田市	羽生市
地元対策	施設整備に合わせた周辺環境整備	施設整備に合わせた周辺環境整備
意見交換結果	周辺環境整備は、新施設建設時に限ることで共有。 地元からの意見聴取、要望の把握。	